

近世～近代初頭の水害と高梁川西岸地域

畑和良（倉敷市総務課歴史資料整備室）

はじめに

本講座であつかう対象＝近世から近代初頭（江戸時代のはじめから明治十年代初頭）までに倉敷市域で発生した水害

- ＞当時の古文書・記録によって発生の実事のみが確認可能なものも含めて数え上げるときわめて多数に上る。
- ＞ここでは水害の規模・決壊箇所・被害状況などがある程度具体化できる災害・治水対応に絞り、時系列に沿って解説する。小田川下流域＝真備地域の水害・治水状況を軸に、高梁川西岸を巻き込むかたちで発生した大規模水害についても触れていく。

1. 水害・治水の具体例

1) 江戸時代前期の高梁川・小田川水害と河川改修

近世初期の当地方における水害や治水については、断片的な情報しかなく不明な点が多い。

【十七世紀までの小田川下流域の治水状況】 ※図1参照

後述する宝永元年（1704）作成の絵図（岡田文庫A-70小田川改修裁許図）から、およその状況を読みとることが可能。

- ・十七世紀までの小田川流域…現在とは異なり、川筋の両岸を固める連続堤防はなく、川の堆積作用で生じた自然堤防が形成されているのみ。自然のままに近い状態で、川筋そのものも箭田・有井付近で北に向かって大きく蛇行し、現状とは大きく異なる。
- ・河川氾濫の直接的影響をこうむる可能性が高い場所に何か守るべきもの（集落・耕地など）が存在する場合、これを守ることに特化した水除けの堤が局所的に設置されていた。真備町地域で著名な「神楽土手」もこうした類型の一種。

- a) 神楽土手…当時の史料（倉敷市所蔵太田家文書5-B-1-①, 5-A-10）には「村囲土手」とある。伊東氏の治世初期に陣屋がおかれ山陽道の宿場として繁栄した川辺宿の集落を、高さ不明（現在残る遺構は高さ2m。3.6mあったとの説もあり）・基底幅11mほどの堤防（参考文献15）で防御し、高梁川・小田川からあふれ出した水流が町場へ浸水することを防いだ。宝永元年以前は北方から南下する高梁川堤防の先端を西へ折り曲げ、宿場町の南側全体を取り巻いて高梁川・小田川合流点方向からの浸水に備える形状。その後、川上からの浸水への備えを強化するため、町の北側も含めて集落全体を城壁のように囲い込む形態に改められた。濃尾地方でみられる「輪中」集落の構造と近似。いつ構築が開始されたのか、最終形態が成立したのは何時か不明。現在も部分的に現存し、跡地が地割でわかる箇所も点在する。

b) 岡田水除堤…元禄十四年(1701)以降、伊東氏の陣屋が設置され陣屋と一体的な新たな都市開発が行われた岡田の集落を、高さ2~2.7m、基底幅6.3~8mほどの堤防(倉敷市所蔵真備支所より移管文書71-3-1に図面あり。真備ふるさと歴史館追補資料G-4に遺構の調査書・写真あり)で囲繞したもの。岡田陣屋成立時以降に構築されたことは確実だが、最初から存在したかは未詳。城持ち大名の城下町でみられる「惣構」としての機能と、川辺・辻田方面から差し込んでくる洪水が陣屋町へ入らないようにする水防堤としての機能を事実上あわせ持つ。現在も部分的に現存。

★小田川流域では、河川そのものを護岸的堤防によって固めて川の流水を制御するのではなく、河川氾濫頻発を前提として陣屋町・宿場町・集落・特定の耕地など重要性の高い場所の方を堤防で固めて防御するという、現在とは全く逆の発想で洪水に対処していた。逆に言えば、堤防で防御されていない流域の広範な平地は、水害時は河水があふれて水浸しになるのに任せた状態にあった。

【17世紀~18世紀初頭の小田川下流域水害】

- ・川辺村=慶安五年(1652)高梁川の洪水により「河辺村水底ニ罷成」という被害が生じた。当時、川辺村内に陣屋を構えて藩庁としていた岡田藩主伊東長治は、岡山藩領内の高梁川左岸中島村(総社市)で造られた水防用の石垣が原因ではないか、と直接書状で岡山藩主池田光政に訴えている(参考文献10)。河川の片方のみで治水が行われた結果、水流がもう片方の川辺方向へ押し出される現象が生じていたか?
- ・承応三年(1654)、備前・備中両国で大規模な水害が発生。小田川でも洪水が起こり、下道郡矢田村(現在の真備町箭田のうち、岡山藩領だった部分)一帯は「其里のいたむこと他よりも増れり」という被害が生じ、生活のすべを失った小百姓が200人近くに上った。この水害については今のところ具体的な堤防決壊箇所・浸水の範囲などが明らかでないが、元禄十一年(1698)時点で男女820人が暮らしていた矢田村(石丸定良『備中記』個人蔵)で4分の1に当たる人々が被災。
- ・このとき、矢田村の庄屋土師治兵衛は、村民を救うため自身が保有する米・麦・粟そのほかを提供し、被災民が餓えないよう配慮した。具体的には稷=ひえ1石余りに塩を添えたものを配り、備蓄していた麦2苞も全て被災民に施し、米も少し配った。住居が水害で損壊し困っている人には修繕用の縄を作成する原料となる藁を与えた、という。
- ・治兵衛の救恤活動は岡山藩の郡奉行も関知しないところで自発的に行われた。後に岡山藩主池田光政の知るところとなり、「きとく成慈愛かんし申候」と感動した光政は治兵衛を岡山城へ呼び出し、米10俵の褒美を与えた(以上、参考文献2・10)。
- ・元禄十五年(1702)七月二十三日にも洪水があり、川辺町で床上1尺余り(30センチ強)の浸水が生じたという(参考文献17)。

★この時期の水害記録は断片的で被害状況など詳細不明の点が多いが、部分的な堤防では水防にも限界があり、川辺・箭田では大小の水害の影響をこうむり続けていたことがわかる。

【小田川筋変更・築堤計画と訴訟】 ※図2参照

宝永元年(1704)になって大規模な河川改修が行われることになった。その改修計画を示したのが宝永元年九月二十五日「小田川改修裁許図」(岡田文庫A-70/真備ふるさと歴史館所蔵)。同図の伝える情報と裏書、粕谷米夫氏の詳細な検討成果(参考文献17)、

参考文献 2・6・8 の引用資料等から詳細な事情が判明する。

- ・従来の小田川は尾崎の黒宮山～末政川との合流地点の区間で北に向かって複雑に蛇行していたが、この川筋を盆地南側の山裾を一直線に流れるかたちに付け替え、かつ河流の北岸側を一筋の連続する堤防によって固めることが企図されていたことがわかる。
 - ・本計画実施に至ったきっかけは史料不足で確実にわからないが、伊東氏領八田村・有井村住民の歎願を領主伊東氏が承認し、その配下で土木の才覚で知られた守屋勘兵衛重行（1649～1730）が宝永元年正月二十一日、他の岡田藩重臣とともに「川違見分の為」実地を調査のうえ具体的な改修計画を考案したと考えられている。実際の工事は八田村古森の庄屋守屋善太夫・有井村庄屋井上治兵衛が村民を動員して担当したもので、同年七月一日に両人は岡田陣屋に召し出され、「川工事様子」について家老から尋ねられている（参考文献 17）。
 - ・同年の四月までには工事が開始され、「凡堤長四拾丁余、新川式拾丁程分杭縄張り致シ少々土手形仕候」というように、計画図に沿って縄張り・杭打ちされ土手の造成に着手しつつあった（参考文献 17）。ところが、八田・有井村付近での小田川大改修のことを知った上流の小田郡内で、そのような工事をされては困るとの声が上がった。下流に計画どおり新堤防ができると、上流に小田川の水が滞留しやすくなり、田畑の損害につながる恐れがある、との主張。矢掛村・横谷村・東三成村・中村・里山田村・小林村の六ヶ村が下道郡八田・有井両村を相手取って訴訟を起こし、矢掛町庄屋兼小田郡大庄屋の石井源次郎喜綱が江戸に出府して初出訴した。そのため、宝永元年七月四日、下道郡側からも八田村古森の庄屋善太夫・有井村庄屋治兵衛・川辺村庄屋源太夫らが守屋重行に同行して江戸へ出張し、幕府評定所の裁許を仰いだ。新堤防の受益にあずかることがわかっている岡山藩領矢田村も下道郡側に味方するかたちで訴訟に参加した。
 - ・下道郡側は、河川氾濫によって宝永元年時点の川筋が形成される以前、具体的には62、3年前まで川筋だった場所（古川）があって、今回の川筋変更はその古川の再掘削に過ぎないこと、古川の岸には古土手跡も少々残っているが、土手跡が消失してしまっている場所があって年々水害を被っているのを、その消失箇所の堤防修復を行っていることを主張した。つまり、新堤防建設・川筋変更ではなく、旧河川を掘り返し壊れた堤防を修復しているに過ぎないと理論武装し、さらには工事地点から小田郡六ヶ村は三里ほど隔たり地形も高くなっているから実害は及ばない、との主張を展開する。
 - ・幕府評定所は川筋の新旧に関して判断を差し控えたが、この川筋を掘りさらうことが出来れば上流の河水が真っすぐに流れ落ちること、計画されている堤防を築かなかつた場合小田川北岸の地面が低い地域に水損が及ぶことを理由に、宝永元年九月二十五日伊東氏・下道郡二ヶ村による新堤防27町余りの建造を許諾する判決を下した。そして、裁判結果を証明するため小田川改修計画図の新堤防部分に黒い墨線が入れられ、裁判の経緯と結果を記した裏書が絵図に書き入れられ、裁判を争った双方に渡された。
- ★こうして小田川下流域においてはじめて、河川の一定区間を連続する護岸的堤防で固め、川筋を固定化する治水工事が成立。この時に形成された川筋と堤防位置は、そのまま現行の小田川川筋・堤防の原型となって引き継がれている。

2) 享保六年(1721)の備中大水害

享保六年閏七月十四日、大雨による増水で高梁川の堤防が各所で決壊し、備中国南部広域で大規模な浸水被害が生じた。倉敷市域でも真備地域・河内地域(当時東高梁川・西高梁川に囲まれた中洲状の立地条件となっていた酒津・西原・西阿知・片島・中島を含む一帯。以下同)・玉島地域ですさまじい被害が発生している。

この災害については、吉備津神社の社家江国掃部永職が災害に巻き込まれた知人・旦那を見舞うため被災地を歩いた際に記した詳細な日記(江国掃部略日記)が残されており、藤井駿氏が紹介している(参考文献9・12)。また、倉敷市総務課歴史資料整備室にも関連資料がいくつか残されており、江国掃部略日記の記述を追いつつ関係資料で補足しながら各地の状況のみておきたい(以下、略日記以外の情報源から得た箇所のみ出典を記す)。

【真備地域の状況】

- ・川辺町の人家が「うつはり」=梁まで浸水したところで持ちこたえ、新手の水が押し寄せれば家が一軒も残らず流されるところだったが、幸い家屋の流失はまぬがれた。しかし、「よわき家長屋門屋」など、計170軒の家屋が破損する被害が出た。
- ・八田村庄屋の守屋善太夫(宝永の河川改修で活躍した人物)の屋敷も水浸しになり、床上4尺(約1.2m)ほど建物が水没した。服部村にも程度不明ながら浸水。

【河内地域の状況…東光寺切れの大災害】

- ・東高梁川の濁流が酒津本村の上酒津樋門を抜け「かみしも酒津」へ流れ出て、西高梁川でも「酒津山の西大坂はと」および「東高地堤」=東光寺堤の上手が600間余り(約1.1km)にわたって一度に決壊。洪水が「西原村天神社のもり」に押し寄せ、西原村の過半が押し流された。東西高梁川の水が落ちあって、「水江村の下、一本木の土手」(倉敷市中島付近か。地内に一本木の小字名あり)の西側が切れ、「片嶋の堤」の東側も破れ、溢水が揉み合って西阿知村360軒のうち320軒が流され、40軒ばかりがようやく残った。

濁流に流された人家は西阿知の十二社権現(熊野神社)の鳥居を押し倒した(倉敷市所蔵阿部家文書11-97,同3-73-31)。隣接する遍照院でも中門・弁財天堂・愛宕社が流出する被害が出た(参考文献3)。

- ・西原村の法主院(神入山宝珠院。修験者の寺で東光寺・天満宮を管理。参考文献3)はかねてより富裕な山伏寺で、4間×8間の寺を構え、行者堂・大師堂・蔵・長屋・門戸を瓦葺きにして米穀金銀を多く貯蓄していた。ところが、「とうかうじのきれ口」=東光寺堤の決壊箇所から溢水した河水が法主院に一番に押し込み、堂舎は一字も残らず、屋敷地は洪水に洗掘されて礎石も残らず流出した。所有する田地も10丁ほど流され、荒地と化した。法主院の妻子・下人など7人が溺れ死んだ。法主院自身は弟の大病を聞いて外出していて助かった。その息子の時正院も付近の森によじ登って助かった。彼らは寺屋敷財宝田地を失って狂乱している様子だった。
- ・西阿知村のうち、丸川左近右衛門の屋敷は地盤が高く、祖父源太夫が「大かたの水にはさわりあるましく」造営したものだったが、表門の鴨居の高さ・本家の床上4尺(約1.2m)ほど浸水したところで持ちこたえた。
- ・西阿知村の上市場にあった紺屋権右衛門の家は3間梁7間の造りで強くみえたので、又三郎・定右衛門らが自宅の物品を権右衛門家に運び込み、父子ともに同家に引っ越しし

て居たところ、15日の9つ時に酒津村の堤防が切れて凄まじい水がきて、村の端まで出て堤防を見たところ、堤防は「笠を着たることく」の様子で、水嵩が高じて堤防を「惣こし」にしてあふれ出し、四方の水が押し込んできた。権右衛門の家は夜に入っても無事で、水嵩が1尺5寸(45cm)ほど減ったので「やっと助かった」と思っていたところ、5つ時ごろ建物が「ふわとうき出」て流れ出し、そのまま中島村にも宮の浦村にも止まらず、どこか途中で建物が砕け、屋根も水に浸されて流れていくうちにちぎれて、ようやく残った片屋根に10人が乗り、浮つ沈みつ水島の沖まで流された。そのうち屋根の萱も潮流に叩き流され、わずか3畳ばかり残り、これに乗って漂流する10人は互いに覚悟したが、夜中になって東の方から小舟1艘が漕ぎ寄せてきたのを見て「たすけふね、たすけふね」と声を限りに呼ばわったところ、ほどなく小舟が寄せてきて10人を救助し、児島郡呼松の浦へ上陸した。これらの家々は閏7月15日の昼過ぎごろ流出しはじめ、夜に入ってから段々流れていき、連島・乙島の浦で助け舟に救助され、児島・塩飽・大島の中村正頭の浦(現笠岡市大島中)でも男女3人が救助された。

このほか西原・西阿知・片島・中島村の住民62名(男36名・女26名)が乙島・勇崎・黒崎村の沖まで流されたが、それぞれの村が出した助け船によって救出され、しばらく養育された(倉敷市所蔵守屋家文書別2-11-1など)。

- ・漂流者は8月中には所々より西阿知・西原へ帰郷してきたが、10人くらいは帰ることができずにいた。家を流された人は故郷に帰るといっても住むべき状況になく、家財も扶持もないので、縁を求めて玉島・倉敷・岡山または在在所へ散り散りになった。
- ・西阿知村では20人ほどが洪水で死亡した。

【玉島地域の状況】

- ・船尾村(倉敷市船穂町船穂。以下「船尾村」は全て同じ)の東側の堤防(四兵衛堤。参考文献5)が決壊して小野一族の屋敷が浸水しており、6尺(1.8m)ほど水に浸っていた様子だった。この船尾村の決壊箇所から上成村・吉浦・玉島・赤崎村・長尾村・七島村・八重村・(阿賀崎)新田村・要害(倉敷市玉島道越の陽海山周辺)・亀山村・道口村・「つぐまの森」(現・浅口市金光町占見)まで浸水被害が広がって淵になり、上成村は床上3~4尺(0.9~1.2m)ほど水没したところもあった。玉島本町・新町の家々は鴨居・長押の高さまで浸水した。上流から家財道具が流れ込んできて凄まじい状態。玉島の北側の山際まで「湖水まんまん」で、一か月ほどの間、玉島から亀山へ行くには船に帆を巻いて通うしかなかった。
- ・玉島の羽黒山の麓の水門には上流から流れてきた家などが漂着し、水が下流へ落ちにくくなって漂流物の上を越えて流れていた。石垣は所々が大分崩れ、破損していた。町中の浸水状況は通り筋で8~9尺(2.4~2.7m)ほどで人家の庇が浸っているようにみえた。高い場所でも4尺(1.2m)ほどは浸水していた。土手上の新町は裏側の屋敷だけは水がひたひたに入っていたが、破損はしていなかった。23日に五明へ行って話を聞いたところ、五明も「下の中道」まで水が差し入り、木綿はかつてなく稲も素直に実らず、痛ましい状態ということだった。
- ・赤崎の西、「本浜」(元浜。倉敷市玉島勇崎)というところに「たうせんの古堤」=唐船の古堤防があり、今回の洪水を凌ごうとして柏島村・勇崎浜・押山・黒崎村・元浜の住民が出向いて土俵1万俵ほどを打ち込み、山林の杭木・百姓所有の小林を問わず伐採し

て杭を打って堰き止めたので、黒崎村方面への悪水流入は防ぐことができた。しかし、丘陵から流れ落ちてきた水が差し込み、「たましま新町赤崎分」は助かったものの「赤崎の町」は浸水した。ここは先年備中松山城主水谷勝隆が開いた新田で、まだ塩浜だったとき唐船堤を構築したとのことで（参考文献1によれば正保三年＝1646年）、後に勝隆の長男水谷勝宗が海に新田を築き出して今の勇崎浜が完成した。以後「たうせんの堤」は特に不要となったが、今から49年前の丑年（延宝元年）に洪水が押し込んできたため、後世のため築いておいたとのことだった。今回、この堤防がなかったら黒崎・勇崎に悪水が浸入し南の土手・海の堤防も危なくなるところ、差し当たっての難を凌いで安堵した。昔話を聞くにつけ、このように思った。

- ★この水害における河内地域の被害は甚大で、多くの人家や寺社が流出し、住民多数が水島灘まで流されて漂流、死者も出た。こうした凄まじい被害の中、地盤の高い場所にあった家・新田開発時に利用された古堤防を活用した地域が被害を最小限に食い止めている。宝永元年に川筋付け替え・堤防構築を行ったはずの小田川下流域でも被害が生じ、川辺・箭田地区が床上1m以上の高さまで水没し、堤防改修で中心的役割を果たした善太夫の家もあえなく被災することになった。

3) 寛政元年（1789）の西高梁川水害

寛政元年閏六月十八日、四日前から降り続いた雨が「大雨ふり」となり、西高梁川の左右両岸が決壊、河内・玉島地域に濁流が押し込み大きな被害が生じた。

【河内地域の状況】

- ・西原村で堤防が300間（540m）余り決壊し（天神切れ。参考文献3）、そこから大水が押し入って下郷の片島村をはじめ隣郷数か村の家居・耕地が水没・流失した。悪水吐水門1か所があったが折悪しく流末の海側から逆汐が遡ってきて、かえって内水が増加しかねない状況だったため、やむなく水門の関戸を締め切った。そのため内水が甚だ強く多人数が溺死する恐れが出てきたところ、片島村地内字柳井下の堤防（現・国道2号バイパスの高梁川大橋東詰めの南方）が内水で押し崩され、内水が松山川＝西高梁川の手へ吐き出されたため、早速川上で水が引いていき、人馬とも命が助かった（倉敷市所蔵倉敷市立中央図書館移管西阿知町役場文書78・同中原家文書11-1）。

【玉島地域の状況】

- ・十八日の七つ頃（8時ごろ）西高梁川の西側船尾村中新田の堤防（現・国道2号線バイパスの船穂Jct東方付近）も切れて河水があふれ、北川（玉島八島の北側丘陵裾の集落）も「のきば」＝軒端まで水没した（参考文献5・13）。玉島地区を満たした河水は元浜横土手（＝唐船の古堤）を押し切って勇崎浜まで浸水し海のようなになった。勇崎浜の塩蔵（羽口港の北土手にある）が1尺5寸（45cm）ほど水没し、貯蔵されていた塩は全て流失したという（参考文献1）。
- ・玉島湊にも水が押し寄せて土手町・中島町・新丁・本町で22軒の家屋が流失し、その他の家々も崩壊など大きな被害が生じた（参考文献14）。このとき中島町にあった備前屋文助の居宅も濁流に押し流され、乙嶋村の清次郎が荷物と一緒に荷主文助宅へ預けていた五石積船の鑑札が流された（倉敷市所蔵守屋家文書B-37、参考文献14）。
- ・玉島地区から完全に水が引いたのは六月晦日のこと（参考文献13）。

- ★享保六年の災害時とほぼ同じ地点（西原村天神付近・船尾村東側）で堤防が決壊し、再び

河内・玉島地域が広範囲にわたって浸水した。被害状況から河内地区が東西高梁川の堤防・連島の山並みに囲まれた低地で地形的に水がたまりやすかったこと、おそらくは早い段階で地域内にたまった水によって内側から西高梁川堤防が破れたために前回ほどの被害が生じる前に水が抜けていったようである。ただし、玉島では前回に匹敵する損害が出て、このたびは唐船の古堤防も役に立たなかった。

4) 嘉永元年の小田川改修工事

【守屋堤防の課題】

- ・宝永元年の訴訟に勝った岡田藩が守屋勘兵衛に命じて築堤させた堤防は、あくまでも尾崎村黒宮山の先端から末政川合流地点までの区間に限られていた。それより下流の末政川合流地点～高梁川合流地点の区間、および尾崎・服部・妹方面に関しては堤防未整備のまま。新堤防の恩恵を受けられたのは箭田・有井村に限られ、川辺・辻田・岡田などは従来どおり剥き出しの小田川に対し、輪中の局所堤防をもって臨む体制のまま。
- ・幕府の裁許を受けたとはいえ、川上諸村との関係悪化を懸念したものか、矢掛方面から流下した小田川を真正面から受ける箇所（黒宮山の先端～宮田付近）は、他の箇所よりも堤防の高さがかなり抑えられていた。大規模な出水があれば堤防内の箭田・有井付近も完全に守り切れるか未知数。
- ・守屋堤防そのものが建造から100年を経て老朽化。「八田村古森前大川堤」は手薄で出水の際に所々から堤防に浸透した河水が噴出する危険な状態になっていた。文政十二年（1829）より4年がかりで堤防修復工事を実施する（太田家文書5-A-3）。

【その後も頻発する洪水】

- ・天保七年（1836）には「岡田領分小田川附村々水害甚敷」という大きな水害が起こり、川辺村の田高1,008石余の耕地が被災、減免を願い出て取米12石余のみを年貢として納めた。畑方は「およそ御皆損」、下二万村・下有井村も同等の被害（太田家文書9-1、真備ふるさと歴史館所蔵「辻田村庄屋記録」）。
 - ・天保十一年（1840）にも陶・服部・妹・尾崎・下二万・川辺・市場・岡田の八か村を巻き込む洪水が発生し、先年修復したはずの八田村古森前の堤防を越えて箭田地区が浸水（倉敷市所蔵太田家文書5-A-2、5-A-3）。
- ★こうした課題が残されていたため、川筋変更・護岸的堤防新設後も小田川下流域ではたびたび浸水被害が生じ、享保六年の洪水において箭田・川辺・服部が被災、その後も流域での浸水被害は繰り返し発生することになった。

【小田川下流部の築堤完工、既存堤防の増強】 ※図3参照

- ・嘉永元年（1848）、岡田藩はこれまで堤防が築かれていなかった「川辺村字野宮より有井村字眼田まで」「有井村金蔵より川辺村稻荷向まで」の区間（小田川・末政川合流地点～小田川・高梁川合流地点の北岸）に新堤防を建設（倉敷市所蔵太田家文書5-A-9、同5-A-10）。これで尾崎～川辺の高梁川合流地点まで、小田川北岸は一続きの連続堤防によって固められた（図3参照）。
- ・『吉備郡史』巻下に弘化嘉永年度の築堤として、「昔時小田川は堤坊なく河水氾濫して沿岸の害を蒙ること夥かりしを岡田藩地方役阿部文二地理を察し多年継続して遂に堤防を形成せしなり。年暦詳かならざるも弘化嘉永の頃なり、実に大事業なり」との記述あ

り。嘉永元年の有井～川辺間新堤防造営とは、『吉備郡史』巻下が語るところの阿部文二による築堤を指す可能性が高い。阿部文二成章（1800～1859年）はもともと妹村の出身で、銀100両を岡田藩に献じて中小姓として出仕、以後岡田藩で要職を務めた人物（倉敷市所蔵永山卯三郎宛書簡類711）。

- ・ただし、堤防で護岸された小田川の河川敷は「川流高埋」＝上流から流れてきた土砂が堆積して川底が高くなり、出水時には土手筋に対する河水の当たりが強く危ない状態に。このため、嘉永三年（1850）三月には川辺村・辻田村・岡田村・有井村の村役人が連名で大庄屋に対し、「御入用之内四歩方金」を三年割で四ヶ村が上納するとの条件で小田川北岸の堤防延長793間（約1.4km）について「上置御普請」を認可してくれるよう請願する。同時期に川辺村も、高梁川堤防のうち字片原～焼場までの延長236間（430m）の「上置五尺ならびに腹付御普請」、字片原から「村囲土手」＝神楽土手までの間に長さ20間（36m）の「横土手」を「新ニ御築立」してくれるよう、願い出ている（倉敷市所蔵太田家文書5-B-1-①，同5-A-10）。
- ・守屋勘兵衛の時に築かれた八田村古森前の堤防についても、井領荒神鼻から約286間（約429m）の区間について、「川筋埋絶」に対処するため高さを3尺（約0.9m）「御置上ヶ」してほしいとの請願が八田村役人より出されている（倉敷市所蔵太田家文書5-A-3）。

a) **上置（置揚）・腹付**…堤防工事特有の用語。「上置」は堤防の上部（馬踏）に盛り土をすること。腹付は堤防の法面に盛り土をして堤防の厚みを強化すること。通常は両方兼用して、もとの堤防を全体的に嵩上げする（参考文献18）。

b) **横土手**…「横堤」と呼ばれる構造物と同じものを指すのだとすれば、護岸堤防から川の流れに対して直角に突き出す突堤。水流を川筋の中央へ誘導する効果があるという（参考文献18）。ただし、この事例では神楽土手と高梁川堤防を連結する横方向の短い土手を指す可能性もあり。

★嘉永年間になると土砂堆積により高梁川・小田川の川底が高くなり対応が行われたが、その対処法はもっぱら堤防の増幅・嵩上げ工事で、守屋堤防にも嘉永の阿部堤防にも施工の要望が関係の村から出され、堤防改修が実施されたとみられる。川底の土砂を除去する浚渫については特段明記した史料に見当たっておらず、河川規模の大きさや土砂の処分の問題もあり浚渫よりも堤防の嵩上げで川床上昇に対応しようとしていたものと推定される。ただし、これ以降も尾崎～川辺間の小田川南岸に関しては谷の入り口を押さえる局所堤が2か所、高梁川からの逆流を防ぐためとみられる堤防が1か所あるのみで、ほとんど未整備のまま。服部・妹については、この時期までにはほぼ護岸的連続堤防が整備されていた。

5) 嘉永三年の大水害

嘉永三年（1850）六月一日、軽部村の柿木堤防が170間余り（約306m）にわたって決壊、同月三日には下流の東高梁川左岸、安江村・四十瀬村の堤防が110間余り決壊。四十瀬堤防からあふれた水流が現在の倉敷市中心部を含む東高梁川左岸のほぼ全域を飲み込み、岡山市北区撫川・興除地区まで浸水していった。

【知られざる小田川流域の被害】 ※図3参照

下道郡付近では五月二十八～二十九日にかけて雨が降り続き、六月一日の晩に小田川に「大洪水」が発生する（四十瀬堤防が切れて倉敷地区が水没する二日前の出来事）。当日、岡田陣屋町の郡会所に詰めていた大庄屋太田卯平太の業務日誌（倉敷市所蔵太田家文書5 - A - 9）に、この間の状況が記されている。

- ・**末政川東岸が決壊** 川辺村・有井村の南方に築かれた小田川「新堤」（嘉永元年に阿部文二の指導で造営された新堤防）に連続して設置された「有井村登り土手」＝末政川左岸の堤防が危険な状態であると有井村役人から関係諸村へ通報があり、晩七時半過ぎ（夕方6時ごろ）岡田・辻田・川辺村から人夫が「明俵」などを持って駆け付けたものの、すでに堤防は70間（約127m）にわたって決壊し河水の水かさが増し、とうとう「新土手」は水底に水没してしまう。
実は、川辺・岡田・辻田・有井四ヶ村は有井村登り土手の嵩上げ工事を今年実行することを取り決めており、田植えに支障があるといけないので田植えが終わった後早々に工事に取り掛かることを相談して決めていた。水害は四ヶ村が堤防嵩上げ工事を保留している時に運悪く発生したことになる。
- ・**末政川と小田川合流地点付近が決壊** 同じ日の夜五つ時ごろ（午後8時）「有井金之手」＝小田川・末政川合流地点の右岸角地の堤防（金蔵大堤の西側）が決壊し、下二万村（堤防位置からみて坪田付近と推定）・「両八田郷中」（岡田藩領の八田村と岡山藩領の矢田村。現在の箭田地区）へ水が溢れ出した。
- ・**周囲の状況** その日の夜、大庄屋太田卯平太は岡田陣屋町にある郡会所（現在の岡田地区公園にあった）の二階から周辺を見渡していたが、下原村の土手・川辺村の堤・古地村や有井村あたりに「数百丁の提灯」と「カ、リ火」がおびただしく集合しているのが見えた。この時、「柿原堤」（柿木堤の誤り）が押し切れたとのことを伝え聞いた。
- ・**岡田～川辺間が湖水化** 翌六月二日の朝、卯平太は岡田町から船に乗って川辺村へ渡った。洪水は下原村の土手を乗り越えて人家が丸ごと浸水している様子で、川辺村の新波止に立って柿木の堤防決壊箇所を眺めると、約三丁余り（約327m）も押し切れているようにみえた。川辺村の金毘羅（神楽土手の南西隅に祀られていた。参考文献15）の少し上の十間ほどの通りは大混雑していて、岡田藩の郡奉行・地方奉行・山方奉行らが出張り、人夫も市場村・本庄村（総社市新本）から駆け付けていた。
- ・**いったん水かさが減る** 六月三日の朝には水嵩が四尺（1.2m）ほど減った。「廿五年後成年洪水」（意味不明。廿五年前の誤記か？）よりも一尺五六寸（45cm）も水嵩が高かった、とみんな言っていた。
- ・**川辺村新波戸堤防の防御** 六月三日は朝方雨天で、昼より晩までは雨が止んでいたけれど、その日の夜五つ時（午後8時）に再び出水し、川辺村新波戸が危険な状態になり、出張していた岡田藩の諸奉行と本庄村・市場村からの加勢人夫が多数で堤防の防御に努め、決壊を防ぎ切った。
- ・**倉敷付近の状況** この日の夜、下流の安江村付近で堤防二か所が決壊し、倉敷新田へ水流が押し抜けていき、町家も在方も大洪水に見舞われた。倉敷の植田武右衛門の居宅は座上六尺余り（1.8m）まで浸水した。
- ・**小田川流域の他村の状況** 岡田藩領内では服部村・尾崎村でも土砂による埋没・破損の被害が生じた。八田村の役人が油断して「十六間堰戸」を閉じず、そこから水が差し込

んできたため、尾崎村や井領の住民が八田村役人に訴え出た。八田村役人はさっそく戸蓋を持って「十六間堰戸」へ向かったが、もはや大水で堰戸に戸蓋を差し込むことが出来ず、結局尾崎・畑岡の人家まで浸水した。

- ★嘉永三年大洪水の際、倉敷地域が被災する二日前に真備地域が被災し、小田川堤防の数ヶ所と末政川堤防東岸が決壊、川辺・有井・箭田・下二万・尾崎・服部が浸水被害に遭った。ただし、人命にかかわる被害はなく、濁流の直撃で完全に潰れた人家は川辺・有井・下二万村の数軒にとどまる。川辺村では岡田藩奉行と他村から加勢にきた人夫、川辺町内の有志による必死の水防活動が行われ、川辺集落そのものの水没はまぬがれたが、岡田・川辺のあいだの耕地は湖水化して船で行き来する状況だった。

【川辺町人たちの水防活動と神楽土手】

「六十年来の洪水」（倉敷市所蔵太田家文書5 - A - 10）に見舞われた川辺村では、村の東南側にある新波戸堤・金毘羅堤が危険な状態になった際、「村町役人」をはじめあらましの者が急いで駆け付け、手際よく指図して「小前のもの共一致いたし手剛相働」、決壊を防ぎ止めた。また、市場村からは計78人もの人夫が助勢にやってくる、6月2日の暁より終日、3日は夜通し川辺村住民による堤防防御に協力した。本庄村からも岡田・川辺に計40人ほどの人夫が助勢にきた（倉敷市所蔵太田家文書5 - A - 10）。

- ・岡田藩の「両御代官様」は6月7日の朝、川辺村町役人・村惣代・判頭二人を代官役所に召し出し、堤防防御に尽力した褒賞として米5俵を川辺村町へ下賜（同前）。
- ・米5俵を受け取った川辺村町役人たちは、5俵のうち1俵を助勢してくれた市場村へ贈った。川辺村の人々は今回危ない状況を切り抜けられたのは「全ク神仏之加護」と考えていたので、残り4俵は「蒸物」に仕立てて酒などを用意し、村祈祷の際に参詣者につづつ配ることで、小前の者まで一同に褒美の米が行き届くように配慮した。
- ・また、災害後の堤防復旧工事（大川筋切所御普請）に際して今回の水防活動に助力してくれた市場村・本庄村にかかる普請人夫役が免除されるよう、代官を通じて岡田藩に願い出て認められた（同前）。

- ★この時、川辺町民らが死守した新波戸堤・金毘羅堤＝「神楽土手」の一部。川辺村の建物被害は、三日の晩に潰れた1軒のみ。水害に対して神楽土手が有効に機能していたこと、これを守り切ることに住民も岡田藩も大きな関心を寄せていたことがわかる。

【十六間樋をめぐる問題】

この水害時、八田村役人が油断して閉鎖しなかった「十六間堰戸」

＝小田川改修工事で中心的役割を果たした守屋勘兵衛が、高馬川の川底をもぐるかたちで造ったとされる導水路の樋門。現・箭田小学校の東南付近で高馬川の下を潜っている。改修以前の小田川旧河道を利用した悪水路が通過していた（参考文献16）。

末政川・高馬川・小田川の堤防に囲まれた箭田地区東半部が浸水した際、この樋門を閉鎖することで水が高馬川より西側一箭田井領・古森地区やそれより西方の地域に溢れ出さないように工夫されていたが、嘉永三年洪水の時はこれを閉鎖せず、十六間樋を伝って箭田地区西半部に溢れた水が尾崎地区まで水浸しにした。

この樋門を堰戸で閉ざしてしまうと、箭田地区西半部は助かるが箭田地区東半部を満たす水の逃げ場がなくなり、地区が湖水化するため、樋門の開閉をめぐる争いが生じていたとされる（「十六間樋」は岡山領の溜り悪水を岡田領に逆入するを防ぐ門戸となつて使命

を果せば、之に苦しむ底き部落民は、十六間樋に不快を感じ、悪水流し係争の絶え間なし。大正六年夏の洪水にも血の雨砂の雨を降らしたと謂ふ」とある／参考文献 16)。

【嘉永三年水害における決壊地点】 ※図 3 参照

- ・有井村登り土手（眼田谷川堤）…末政川東岸。最初に決壊
 - ・牛飼堤，金蔵西堤，金蔵東堤大悪水樋の上…小田川北岸。末政川の合流地点周辺
 - ・片原，新田，野宮向の東川除土手（計 8 か所）…高梁川右岸
 - ・井ノ口土手（字八高村神），観音土手，妹山土手（字妹市場）…小田川両岸。妹付近
- ★小田川については小田郡との境に近い付近と末政川合流地点周辺に欠損箇所が集中。末政川そのものも決壊している。特に，末政川が小田川に注ぎ込む地点（末政川東岸の眼田・西岸の尻高，小田川の金蔵・牛飼）は，嘉永三年水害の以前・以後，明治時代に至るまで繰り返し何度も堤防決壊が繰り返され，特徴的な傾向を示している。

6) 明治初年の小田川改修計画

時代が明治に移っても，自然環境や治水状態が切り替わったわけではなく，小田川下流域では慢性的な河川氾濫・浸水が大小にわたって生じていた。

【国道との一体的な堤防改修】

明治九年（1876）十一月，小田川下流域の川辺・有井・矢田・八田・尾崎・妹村の正副戸長は連署して岡山県に対し「堤防修繕及ヒ道路新設之御願」（倉敷市所蔵太田家文書《未整理分》）を提出する。

- ・小田川の水害の惨状＝「其流形漸々変換シテ近来土砂ノ害醸スコト僅一日ノ降雨ト雖モ河水堤内ニ送入仕、内水ト俱ニ耕地往還一円ニ灑エ人馬車夫ノ通行ヲ妨ケ、已ニ近年暴漲破堤ノ節ハ右六ヶ村ハ素ヨリ岡田村・辻田村・下二万村ニ及テ、耕地七百余町・家屋七百四十余戸水底ニ相成、人命ノ危難不能尽書、其景況一郷湖水ナルニ等シク、譬破堤無之共人家ヲ灌ニ至ルコト屢ナリ」
- ・こうした水害を免れる方法について自他で久しく議論してきたが，なかなか結論を得られなかった。そもそも，今回堤防修繕について請願する理由は「偏ニ村民ノ疲弊ニ在リ」，この上姑息な回避を繰り返せば「殆ント亡村ト成ルノ勢不堪焦慮」，「茲ニ於テ国家ノ利害得失ヲ按定シ永遠不拔ノ幸福ヲ招カント欲スル」との見地から，村民と協議のうえ図面と目論見帳を添えてこれまでにない治水対策を提案。

山陽道＝一等国道の難所であった「字関ヶ鼻嶮阪」を切り下げて下道郡妹村と小田郡東三成村との間の国道ルートを付け替え，妹村以東川辺村まで「粗連続仕候小田川堤防ヲ修繕」して「破堤ノ難」を予防しつつ，「堤上ニ新道」を設けるという計画案。こうして「水入不便ノ道路」を付け替えて通行の自由を確保できれば「修道治水両全ノ鳴業，国家利達ノ基」となる，と主張。要するに，当時の国道が水害の影響で「人馬車夫ノ通行ヲ妨ケ」るルート設定になっていることを絡め，国道の安定的な通行維持の対策と水害対策とに強い関連性があることを主張，小田川北岸の連続堤防を改修強化し堤防上の馬踏に国道を通すことで問題が一度に解決するとの提案を行ったのである。後日の請願をみると，国道と堤防の一体化を行えば事業にかかる経費も節約できる，と書かれており（参考文献 11），県や国を動かして堤防の本格的改修を実施させるため，知恵を絞ったことがうかがえる。

- ・請願書作成から 1 年半ほど経った明治十一年（1878）五月，岡山県令高崎五六は小

田川下流諸村からの堤防・国道改修に関する請願を承認。計画のうち2分区5090円84銭について官費を支給して改修工事の実施を許可し、落成次第届け出るよう指令した（倉敷市所蔵太田家文書25-B-9、同未整理分）。

- ・岡山県から許可を得た川辺村ほか七ヶ村（岡田・尾崎・妹・川辺・辻田・有井・下二万村）は、岡山県令高崎五六の代理津田要（岡山県大書記官）に対し、村方で「往還変更・堤防修繕」工事を請け負う旨の請負証を提出、同年十一月三十日までに堅牢に仕上げ、工事中または落成後満1ヶ年のうちに破損した場合は「村方自費」で急速に再修繕することを誓っている（倉敷市所蔵太田家文書25-B-9）。

注）明治十年代初頭の土木事業…直接県営事業として施行したものはなく、関係地元民の施行を認可し、その経費の一部に対して官費の交付や資金貸付をすることで助成する方法で進められた（『岡山県政史』明治・大正編 昭和前期編）。

- ・明治十二年（1879）十月段階で往還変更・堤防修繕工事は「追々落成」という状況で、工事を請け負った下道郡七ヶ村は岡山県に対し費金下げ渡しを願い出た。ところが当時岡山県は支払いに充てる予備金が払底していたため、内務省へ金4000円の下げ渡しを要請。当時の内務卿伊藤博文はこれを許し、会計局に命じて4000円を岡山県に下付している（参考文献11）。
- ・ところが、同じ明治十二年の七月、国道付替・堤防修繕の主体であった下道郡の村々は「旧道之儀ハ雨後出水等ヲ除クノ外、尚近傍通行ノ便宜モ有之候ニ付」との理由を述べて元々国道だったルート of 存置を請願し、内務省に許されている（岡山県史料8 県治紀事工業土木1 / 国立公文書館所蔵、岡田文庫F-9-15 / 真備ふるさと歴史館所蔵）。

★以上の経過から、明治十二年の冬ごろまでに小田川の連続堤防改修工事はそれなりの進捗をみせていたのではないかと思われるが、結局もともと国道だったルートの利便性が見直され、小田川堤防上に国道を通す計画は幻に終わった可能性が高い。実際、小田川堤防上の道路が国道として供用されたことは知られておらず、明治期の地形図にもそのことを示す表記はない。

おわりに

【近世～明治初年ごろまでの水害と治水のありさま、決壊地点の特徴】

- ・関係地域の領主関係者や流域諸村の住民は、自然のまま流れていた河川を順次堤防で固めていき、修復や増強を繰り返し、川の流れを制御する試みを170年余りにわたって続けたが、それでも地域を完全に水害から守る体制には至らず、浸水は繰り返された。
- ・小田川に関していえば、宝永の守屋堤防・嘉永の阿部堤防で小田川北岸を連続堤防で固める現行の小田川堤防の基本的なかたちが完成した。明治十一～十二年の改修工事によってこれらの堤防が一連の水防堤として補強され、河川そのものの動きを堤防によって制御する現行の治水堤防の原型が出来上がった。だが、その直後に発生した明治十三年（1880）の水害は真備地域にも大きな被害をもたらした（次回の講座で解説）、以後も大小の浸水被害が発生した。この地域の水害は小田川本流のみではなく、高梁川や支川との相互作用で発生する機会が多いため、それら関係河川も含めた総合的な治水対策は、さらに後年の施策にゆだねられることになった。

- ・岡田藩伊東氏の所領として全体がほぼ一つの領主（箭田地区のみ一部が岡山藩領）に帰属していた小田川下流域では、河川全体にわたる長距離堤防の築造・修築が実施されたが、高梁川では破堤箇所をその都度弥縫的に修復する工事しか行われた形跡がない。高梁川下流域は岡山藩領・鴨方藩領・倉敷代官所管下幕府領・丹波亀山藩領・新見藩領・成羽藩領に細かく支配関係が分かれており、江戸時代の段階で統一的な主体による高梁川下流全体にわたる堤防工事は不可能に近い状態だったものと推定される。
- ・西高梁川における船尾村中新田付近・西原村東光寺・天神付近、小田川における末政川合流地点周辺に代表されるように、何度修復してもほぼ同じ場所で堤防決壊が発生している状況が確認できる。繰り返し同じ場所が決壊している歴史的な事実は強く留意しておくべき。

【水害に向き合う地域の工夫】

- ・**避難場所の確保** 西阿知村の住民は、「去酉洪水後」＝寛政元年の西高梁川洪水の後に西阿知十二社権現（熊野神社）の社地を「土地揚」＝境内地の地盤そのものを嵩上げすることを請願。「於西阿知村一所も高ミ無御座候へハ、洪水之節老少牛馬等ニ相拘り、無抛東光寺堤へ出人足等茂すくなく」という状況なので、西阿知十二社権現の社地の地盤を嵩上げて、洪水の際に老人や子どもを社地に避難させることが出来れば、村中安心して堤防の防御へ出かけることができる、との主張（倉敷市所蔵阿部家文書3 - 8 1 - 1および3 - 8 1 - 2）。実現したかどうか不明だが（現社地は周囲より一段高くなっており、これが地上げの成果か？）、絶えず水害にさらされる河内地域の人々が、河川の制御だけでなく「避難場所の確保」を強く意識していたことがわかる。
- ・**移動・救難手段の確保** 明治八年（1875）十一月に記された『岡田村・辻田村村誌書上之写』（倉敷市所蔵太田家文書《未整理分》）によると、このころ岡田村には「水害備置船」2艘が、辻田村にも「水災備置船」5艘が常備されていた。河川氾濫による地域の湖水化がある程度常態化していた真備地域では、嘉永三年水害時のように船で地域間を行き来し救難活動を行うことがあらかじめ想定されていたことがわかる。

地域の水害対策は、一本の川そのものを土木的に整備すれば事足りるものではなく、関連する河川や地形状況の改善、発災時の避難場所や移動手段の確保、関連地域をめぐる行政組織の一体化または連携によってはじめて成り立つこと。河川制御だけでは完全な水防は困難で、「水害は必ず起こるもの」という前提条件にたった事前の準備が大事なことが、本講座で扱ったような古い時代の状況からも明瞭に理解でき、かつ当時の人々が可能な範囲でそうした環境改善・予防的対応の努力をなしていたことを、残された歴史資料からはっきり読み取ることができる。

○参考文献

1. 中塚一郎『勇崎村誌』上下巻（1889年）
2. 『吉備郡史』巻下（吉備郡教育会，1938年）
3. 『西阿知町史』（西阿知町，1954年）
4. 玉島郷土研究会編『玉島変遷史』（玉島市立図書館・玉島文化クラブ，1954年）
5. 『船穂町誌』（船穂町，1968年）
6. 『真備町史』（真備町，1979年）
7. 『新修倉敷市史』第四巻近世（下）（倉敷市，2003年）
8. 吉田研一『撮要録』（日本文教出版，1965年）
9. 藤井駿・水野恭一郎『岡山県古文書集』第三輯（思文閣出版，1981年）
10. 藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫『池田光政日記』（国書刊行会，1983年）
11. 『岡山県明治前期資料』二（十一・十二年）（岡山県立記録資料館，2016年）
12. 藤井駿「享保六年の備中国大洪水について」（『吉備地方史の研究』法蔵館，1971年）
13. 宗沢節雄『郷土風土記』（私家版，1986年）
14. 大田茂弥『玉島地方史』続1（私家版，1991年）
15. 加藤満宏「川辺の神楽土手（輪中）に思う」（『竹の道』真備町閉町記念誌，真備町，2005年）
16. 日名静一『きょう土を飾る守屋勘兵衛』（真備町公民館，刊行年未詳。倉敷市所蔵小作関係書籍等69-1-4-5）
17. 粕谷米夫『小田川改修沿革略誌（上）』（私家版か，1955年。真備ふるさと歴史館所蔵）
18. 秋山高志・北見俊夫・前村松夫・若尾俊平編『図録 農民生活史事典』（柏書房，1979年）

***このレジュメ内容のうち，小田川流域の治水・水害にかかわる部分については文章化して『倉敷の歴史』第30号に掲載しています。**